

周南市小規模企業者物価高騰等対応支援金に関するQ & A

このQ & Aは、随時更新する予定です。

掲載されていない質問に関しましては、「小規模企業者物価高騰等対応支援金」専用ダイヤル（0834-22-8819）までお問い合わせください。

1、要件・業種に関すること

Q 1 - 1：対象者及び対象業種は？

A 1 - 1：市内に本店または支店等が所在する「小規模企業者」と市内在住の「個人事業主」です。

・小規模企業者の要件（①～③をすべて満たすもの）

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人以下の事業者。
- ② 申請日時点で、法人等の設立又は開設したことを市に届け出ている。
- ③ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を営んでいる。

・個人事業主の要件（①～③をすべて満たすもの）

- ① 申請日時点で市に住民登録がある。
- ② 申請日時点で、以下のア～ウのいずれかに該当している。
 - ア 事業所得にかかる確定申告又は市申告をしている。
 - イ 税務署に開業届を提出している。
 - ウ 申請日において、市内の商工会議所又は商工会に加入している。
- ③ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属する事業を営んでいる。

【参考】

業種	どちらも満たすもの	
	資本金（出資金）の額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	20人以下
サービス業	5,000万円以下	
卸売業	1億円以下	
上記以外（製造業等）	3億円以下	

業種の分類（例示：日本標準産業分類上の分類）

小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業	放送業、情報サービス業、駐車場業、物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、【旅行業は除く】
卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業

※農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）は2条第1項第1号の政令で定める業種に含まれません。

Q 1 - 2 : 交付対象となる要件は？

A 1 - 2 : 以下の全てに該当する事業者が対象となります。

- ①申請日時時点で事業を実施しており、事業継続の意思があること。
- ②事業の実施にあたり、経費（事業用の仕入代、電気代、燃料費など）が発生していること。

Q 1 - 3 : 支給要件にある、「常時使用する従業員」の定義は？また、使用している従業員がいない場合でも給付対象になるのか？

A 1 - 3 : 労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」を従業員として解しています。

よって、パートやアルバイト、派遣社員や契約社員、非正規社員及び出向者については、個別に判断されます。

また、会社役員及び個人事業主は「解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。

また、常時使用する従業員がいない（役員のみで会社を営んでいる）場合でも、支援金給付対象となります。

【参考】労働基準法20条・21条

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上分の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者（一箇月以内）
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者（契約期間内）
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（契約期間内）
- 四 試の使用期間中の者（14日以内）

Q 1 - 4 : 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、資本金と従業員の基準を満たせば小規模企業者に該当するのか？

A 1 - 4 : 該当しません。ただし、弁護士法人や税理士法人といった士業法人は、実質的に会社形態をとっていると認められることから、資本金と従業員数の基準を満たしていれば給付の該当となります。

また、個人開業医につきましても、個人事業主と同じであると認められることから、給付の該当となります。

Q 1 - 5 : 周南市に住民登録があるが、経営する店舗は市外にある。この場合、対象要件に該当するのか？

A 1 - 5 : 該当します。個人事業主の場合、住民登録が周南市にあることが要件ですので、店舗の所在は関係ありません。

Q 1 - 6 : 事業所のない個人事業主の場合、申請書の「事業所所在地」の欄には何を記入すればよいか？

A 1 - 6 : 事業所のない個人事業主の方につきましては、ご自宅の住所を記入してください。

Q 1 - 7 : 法人の本社は市外にあり、営業所が周南市内にある場合、対象となるか？

A 1 - 7 : 市に法人設立の届出を行っていただければ、対象となります。

Q 1 - 8 : 個人事業主で不動産収入のみでも、対象となるか？

A 1 - 8 : 不動産収入のみの場合は、本支援金の対象となりません。

2、提出書類に関すること

Q 2 - 1 : 申請書はどこで手に入るのか？

A 2 - 1 : 市のホームページから様式をダウンロードしていただくか、市役所1階に設置しております。（申請書の郵送は行っておりません。）

Q 2 - 2 : インターネットバンキングを利用しており、通帳が手元がない場合は何を提出すればよいか？

A 2 - 2 : 金融機関が発行する口座番号連絡書など、振込先の口座番号がわかる書類の添付をお願い致します。（口座番号連絡書の取得方法は取引金融機関にお問い合わせください。）

Q 2 - 3 : 当座預金を利用しており、通帳が手元がない場合は何を提出すればよいか？

A 2 - 3 : 当座勘定照合表の写しなど、振込先の口座番号がわかる書類の添付をお願い致します。

Q 2 - 4 : 3か月以内に支払った「事業実施により発生した経費」の領収書について、過去3か月分すべての領収書の提出が必要なのか？また、領収書の金額に指定はあるか？

A 2 - 4 : 事業実施により発生した経費の領収書が1枚あれば結構です。また、領収金額の指定はございません。

Q 2 - 5 : 経費の支払いを口座引き落としで行っており、領収書が手元がない場合、売上元帳や通帳の写しで領収書の代わりとしてよいか？

A 2 - 5 : 売上元帳や通帳の写しでは、事業実施により発生した経費かどうかの確認が難しいため、経費を支払っていることの証明書類にはなりません。口座引き落としでの支払いを行っている際は、口座振替通知書等の書類の添付をお願い致します。

Q 2-6 : 領収書は原本でないといけないのか？

A 2-6 : コピーで結構です。

Q 2-7 : 確定申告を電子申告で行っており、收受印が記載されていないが、
どうすればよいか？

A 2-7 : 受付日と受付番号が記載されていれば、收受されたものとみなします。
また、記載されていない場合でも、申告を受付けたことが確認できる
メール詳細を添付いただければ、收受されたものとみなします。
受付日等の確認ができない場合は、市にて賦課資料の調査を行いますので、
申請書の該当欄に☑を記入してください。

Q 2-8 : 市内の商工会議所又は商工会に加入していることが確認できる資料の写し
とはどういったものか？

A 2-8 : 加入証明書や会費の領収書など、加入が確認できる資料をご提出ください。

Q 2-9 : 創業したばかりで決算を迎えておらず、確定申告を行っていない場合は何
を提出すればよいか？

A 2-9 : 個人事業主の方につきましては、開業・廃業等届出の写し、もしくは市内
の商工会議所又は商工会に加入していることが確認できる資料の写しを
ご提出ください。
小規模企業者の方につきましては、業種、従業員数、資本金が分かる資料
(履歴事項全部証明書、労働保険概算・確定保険申告書等)をご提出くだ
さい。

Q 2-10 : 「申請日から3ヵ月以内に支払った経費の領収書」とあるが、これは申請
日以降に支払った経費の領収書を提出しなければならないということか？

(11/28日更新)

A 2-10 : ここで言う「3ヵ月以内」とは、「申請日の3月前から申請日の間まで」
の期間を指します。

3、その他申請に関すること

Q 3-1 : この補助金とは別に、国・県・市の補助金や支援金を受け取っているが、
この支援金の対象になるか？

A 3-1 : 対象になります。

Q 3-2 : 振込まではどのくらいかかるのか？

A 3-2 : 多くの申請が見込まれるため、1か月程度かかる予定です。また、提出書
類に不備があった場合は、改めて内容を確認し直す必要があり、さらに給
付が遅れますので、ご了承ください。

Q 3-3 : 法人での事業とは別に、個人でも事業を行っているが、両方の事業で申請
が可能なのか？

A 3-3 : 可能です。申請に必要な書類がそれぞれ違うのでご注意ください。